

議員提出議案第2号

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年3月29日

墨田区議会議長

坂下修様

提出者	墨田区議会議員	沖山仁
	同	中沢えみり
	同	佐藤篤
	同	松本ひさし
	同	坂井ユカコ
	同	しもむら緑
	同	加藤拓
	同	福田はるみ
	同	樋口敏郎
	同	田中邦友
	同	木内清
	同	瀧澤良仁
	同	加納進
	同	高橋正利
	同	はねだ福代
	同	とも宣子
	同	じんの博義
	同	おおこし勝広
	同	千野美智子

同	高 柳 東 彦
同	村 本 ひろや
同	あさの 清 美
同	としま 剛
同	は ら つとむ
同	田 中 哲
同	西 村 孝 幸
同	あ べ きみこ
同	堀 よしあき
同	大 瀬 康 介
同	井 上 ノエミ
同	渋 田 ちしゅう

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年墨田区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次条」を「第3条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（議員報酬の減額）

第2条の2 議長、副議長、委員会委員長、同副委員長又はその他の議員（以下「議長等又は議員」という。）が連続して180日を超えて本会議及び委員会を欠席した場合は、前条の規定にかかわらず、当該議長等又は議員の議員報酬を減額して支給する。

2 前項の規定により支給する議員報酬の月額、別表に定める議員報酬の月額から、当該議長等又は議員が本会議又は委員会（以下この項及び次項において「会議」という。）を欠席した日から当該欠席後最初に会議に出席した日の前日までの期間（以下「欠席期間」という。）の区分に応じて、同表に定める議員報酬の月額に次の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。

欠席期間	減額の割合
180日を超え365日以下の場合	100分の20
365日を超える場合	100分の50

3 前項の規定は、欠席期間が180日を超える日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、当該欠席後最初に会議に出席した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで適用する。

第4条第1項中「議長、副議長、委員会委員長、同副委員長又はその他の議員（以下この項及び次項において「議長等又は議員」という。）」を「議長等又は議員」に改める。

第6条第1項中「この項及び次項において」を削り、同条第4項を削り、同条の次に次の3条を加える。

（期末手当の減額）

第7条 基準日において、第2条の2の規定により議員報酬が減額されている場合の当該議長等又は議員の期末手当の額は、前条の規定にかかわらず、同条第2項の期末手当の額から、欠席期間に応じて、当該期末手当の額に第2条の2第2項の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。

（期末手当の支給方法）

第8条 期末手当の支給方法は、職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）第26条第1項の規定により期末手当を受ける職員に対して支給する期末手当の例による。

（適用除外）

第9条 議長等又は議員が、次のいずれかに掲げる事由により本会議及び委員会を欠席した期間は、第2条の2及び第7条の欠席期間に含まないものとする。

- (1) 特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）に基づき公務上の災害又は通勤による災害として認定さ

れた場合

(2) 前号に掲げるもののほか、議長がやむを得ないと認める場合

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

( 提案理由 )

墨田区議会議員が本会議及び委員会を長期間欠席した場合に、当該議員の議員報酬及び期末手当の額を減額するよう改める必要がある。